

2 . 川崎市自治基本条例に盛り込む内容（案）～つづき～

区って何？（区のあり方）

- 政令指定都市として抱える課題とは何か
- ・行政区の単位
 - ・区役所と区民の距離
 - ・政令指定都市として抱える特性 = 区民意識（南部と北部に差）
 - ・区の権限・自主性の欠如
- 政令指定都市としての課題解決のための今後の区の方角性は？
- ・地域の課題解決のため、区役所で行えることはできるだけ行っていく（区役所の権限拡大、区役所と市役所の役割分担）

- 区役所と市役所の役割分担をどうするか？
- ・役割分担の考え方・区役所と市役所・・・
補完性、連携と協調
長期・短期によるすみ分け
「全市ビジョン 実施」など段階によるすみ分け
 - ・区役所の役割（地域の課題解決）
- 7区の区のあり方をどのように考えていくの？
- ・地域の特性を活かした区政の実現・・・ただしバランスは重要？

区役所は何を行うところなの？ （区役所の位置づけ）

- 区役所のサービス提供のあり方は？
- ・市民が主役 = 市民の視点に立ったサービス提供？
 - ・区役所をどのように位置づけるの？
 - ・地域の行政サービス拠点 / 区民と行政の協働の拠点 / 身近な情報拠点・相談窓口・・・

区役所を機能させる仕組みをどうするか？

- 区長の権限はどのようにするの？
- ・市民の視点に立ったサービス提供を行うための組織体制・仕組みづくり（企画調整機能の強化（区レベルでの意思決定）/ 組織の横断化・総合化 / 区民参加を推進する組織体制 / 窓口業務の適正化・効率化 / 区単位の行政委員会 / 権力に左右されない仕組みづくり）
 - ・区長権限の強化 / 区役所独自の予算
 - ・区民会議 区長と区民会議の関係は？
 - ・位置づけ・メンバー・検討事項・組織のルールなど
 - ・区単位の適用される仕組みづくり
 - ・協働による情報発信など
 - ・区を横断する会議

自治とコミュニティ

- 新しいコミュニティのあり方とは？
（新しいコミュニティのあり方を考える上での課題 市民生活とのミスマッチ参加者の減少）
- ・町会の役割の見直し
- コミュニティを動かす仕組みとは？
- ・町会の位置づけの明確化 / 自治能力の強化 / 他団体との連携 / 防災組織機能の強化 / 若者世代の呼び込み / リーダーのあり方の再整理 / 市民にオープンに / 施策提案・イベント企画 / コミュニティ拠点の活用 / 「お金」と「場」の支援策など）
 - ・相互理解・協働
- 身近なコミュニティの単位とは？
- ・コミュニティの単位の再設定（テーマ別 + 地域別（縦横型） / 規模段階別（上下型））
 - ・・・・町会をコミュニティの単位に / 学校区（小学校区・中学校区）をコミュニティの単位に
 - 課題・地域の資源により解決手法は異なる = 多様なコミュニティ

市民活動の推進

- 市民活動の推進のために何が必要か？
- ・中間支援組織の設置
 - ・市民活動促進の仕組みづくり（条例で明文化 / 相互連携・巻き込み / お金の支援 / 情報提供 / 人材の提供・育成 / 場の提供・・・）
- 市民活動の推進のために区役所が果たすべき役割とは？
- ・協働型の行政へ
 - ・市民活動支援
- NPOの位置づけなど新しい公共をどのように考えていくか？
- ・NPO立ち上げ支援
 - ・行政からNPOへの委託
 - ・行政とNPOの協働

《以下、第6回検討委員会の検討事項》

制度・装置（ルール）

- 評価（総合計画等についての評価と責任 / 行政政策についての評価制度など）
（行政評価、評価基準の公表）
- 情報公開（情報公開、情報の共有化規定 / 自治会に参加するための情報共有など）
- 住民投票（住民投票制度は衆愚政治に陥らないか / 住民投票結果と施策実施との関係のルールを検討すべき）

- 条例の実効性を高めるために
- ・バックアップ体制
 - ・実効性がある条例に
 - ・実効性、機能性をもたせるためのバックアップの仕組み
 - ・費用負担 行政のやり方を変えれば対応可能か
 - ・オンブズマンなどの位置づけの明確化
 - ・500万円から市民が使い途を決める（1%）「自治創生資金」
 - ・まちづくり参加の推奨制度と裁判員制度 住民税割引等
 - ・市民から行政への調査権・提案権 複数人で市民の受け皿組織がある場合など

- まちの課題を解決するために・・・
- ・子供たちに未来を託す事柄
乳幼児託児と保育の充実を条例化したい
学校教育の現状を踏まえた学童、児童、生徒に夢と希望を醸成する教育改革、教育委員会のあり方
 - ・安全・安心なまちづくりに関する事柄
 - ・危機管理（有事における市民保護のあり方）
 - ・情報化社会の共生
 - ・人と動物の共生に関する事柄
 - ・地域住民同士の交流を密接にする事柄

- 条例ができてから・・・
- ・フォローする、育てる、組織・活動を
 - ・運営原則に具体的な手続き、ルールなどを盛り込み、実効性を担保しうる先進的内容の条例をつくりたい
 - ・効果が検証できる仕組みづくり

3 . 自治基本条例制定のスケジュールなど

自治基本条例制定のスケジュール
かわさきの市民自治の拡充に向けたメッセージなど